

議 案 第 117 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関
する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

教育行政における責任体制の明確化等を図ることを目的とする地方教育行政
の組織及び運営に関する法律の改正による教育委員会制度改革に伴い、教育委
員会委員長の報酬に係る規定の削除及び教育委員定数の変更を行うとともに、
教育長の職務専念義務の特例に関する規定を整備するため。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例
の整備に関する条例

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「(教育長にあつては、その者の教育委員としての任期をいう。以下同じ。)」を削る。

別表1教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	委員	月額 92,000円
-------	----	------------

(松戸市教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市教育委員会委員の定数に関する条例(平成20年松戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

(松戸市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市教育長の勤務時間等に関する条例(昭和27年松戸市条例第36号)の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

松戸市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務
時間その他の勤務条件に関する条例

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項」に、「松戸市教育長」を「松戸市教育委員会教育長」に、「勤務時間等」を「職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるとともに、勤務時間その他の勤務条件」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条に見出しとして「(勤務時間その他の勤務条件)」を付し、同条中「、休日および休暇等に関しては「松戸市職員の勤務時間、休日および休暇

等に関する条例」を準用する」を「その他の勤務条件については、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の例による」に改め、同条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。